

3 介護保険事業計画

介護保険法第 117 条に基づき、介護保険事業における保険給付の円滑な実施を確保することを目的として、3 年を一つの計画期間とする「練馬区介護保険事業計画」を策定している。介護保険事業計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、「練馬区高齢者保健福祉計画」と一体的な計画となっている。

第 4 期計画（21～23 年度）では、第 3 期計画（18～20 年度）の 3 つの基本理念である「高齢者の尊厳を大切にする」、「高齢者の自立と自己決定を尊重する」、「高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する」を継承するとともに「高齢者が暮らしやすいまちをつくる」という基本目標を定めた。基本目標の実現に向けて、6 つの基本施策の展開を図り、基本施策を展開する上で、重点的に取り組む必要がある 9 つの重点課題を掲げた。

(1) 6 つの基本施策

- 多様な社会参加の促進
- 健康の保持増進
- 特定高齢者等への支援
- 要支援・要介護高齢者への支援
- 住まいの支援と医療・保健・福祉の基盤整備
- 地域で支える仕組みづくり

(2) 9 つの重点課題

- 地域貢献につながる社会参加の促進
- 「活動的な 85 歳」を目指した健康づくりの促進
- 主体的に取り組む介護予防の推進
- 地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実
- 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- 介護人材の確保
- 適切な介護保険制度の運営
- 高齢期の住まいづくり、住まい方の支援
- 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進

第 5 期計画（24～26 年度）は、団塊の世代がすべて 65 歳以上となる平成 27 年を念頭において、取り組むべき施策を明らかにする最後の 3 年間である。平成 22 年度は、第 5 期計画策定の準備として、練馬区高齢者基礎調査を実施した。